

会 議 録

附属機関又は会議体の名称		豊島区住宅対策審議会(第67回)
事務局(担当課)		都市整備部住宅課
開催日時		令和5年8月21日(月)午前10時00分～11時35分
開催場所		議員協議会室(本庁舎8階)
出席者	委員	<学識経験者> 定行まり子(会長)、加藤仁美、佐々木誠、篠原みち子、井本佐保里、齋藤浩一、小池武次、廣瀬達雄、山本ナミエ <区議会議員> 松下創一郎、磯一昭、高橋佳代子、川瀬さなえ、原田たかき、儀武さとる <区民> 田中嘉夫、木川るり子、栗林知絵子、原田敏郎、田中秀忠 (敬称略)
	その他	都市整備部長、建築担当部長、建築課長、福祉総務課長、自立促進担当課長、高齢者福祉課長、子育て支援課長
	事務局	住宅課
公開の可否		公開 傍聴人数 0人
非公開・一部公開の場合は、その理由		
会議次第		1. 開会 2. 出欠確認 資料確認 3. 資料説明 4. 質疑応答 5. その他 6. 閉会

審 議 経 過

No. 1

●住宅課長 それでは定刻になりましたので、ただいまより第67回豊島区住宅対策審議会を開催させていただきます。皆様にはお盆明けのお忙しいところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

この住宅対策審議会の事務局を務めております住宅課長です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議の進行でございますが、第67回豊島区住宅対策審議会次第にしたがいまして進める予定ですので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の住宅対策審議会は、豊島区住宅基本条例の第18条第11項の規定に定める定員数を満たしておりますので、有効に成立していることをご報告いたします。

また、住宅対策審議会につきましては、本日配付しました座席表にあるとおり、区の部課長も出席させていただいております。そのほか、事務局として住宅課職員、記録員、それから業務委託事業者も同席させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会長のご挨拶をいただきまして、審議会の議事に移りたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

●会長 皆様、おはようございます。この暑い中お集まりくださり、ありがとうございます。

今年度は豊島区住宅マスタープランの改定ということで、審議会も何度か、そして専門部会も何度か開催いたします。着々と進めていきたいと思いますので、どうぞ皆様、よろしくお願いいたします。

それではまず、傍聴についてですが、事務局にお尋ねしたいと思いますが、傍聴の希望者はいらっしゃいますでしょうか。

●住宅課長 傍聴はおりません。

●会長 分かりました。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。事務局のほうからご説明のほうをお願いいたします。

●住宅課長 それでは、本日の資料をまず確認させていただきます。

次第、委員名簿

資料1としまして、住宅白書の改定の要点

資料2としまして、豊島区住宅白書2023の改定案。

資料3としまして、A3の見開きのマスタープランの改定のたたき台

資料4としまして、マスタープラン改定のスケジュールでございます。

また、現行のマスタープランと白書をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、挙手など、不足の資料ありましたらお教えくださいませ。よろしいでしょうか。

本日の会議録についてでございますが、会議録の記載事項のうち、審議経過につきましては、発言者の氏名を記載せず、「委員」という表現となります。また、事務局及び区側出席者につきましては、職名となります。会議終了後、事務局でまとめまして、皆様にご確認いただいた上でホームページに公開してまいります。

お手元のマイクの使用法でございますが、ご発言される際はマイクのスイッチを押してからお話しいただきまして、終わりましたら再度スイッチを押していただきますようよろしくお願いいたします。

それでは会長、進行についてよろしくお願いいたします。

●会長 本日の議事の進行ですが、個々の議題、報告について説明いただき、それぞれの質疑の時間を取ります。時間も限られていますので、時間内にできなかった質問については、後日事務局へ届けるようお願いいたします。

それでは、議題1について説明をお願いいたします。

●住宅課長 それでは議題1、豊島区住宅白書の改定案について説明させていただきます。資料1をお取り出してください。

前回の6月9日の住宅対策審議会で、住宅白書とマスタープランの改定の方針をご説明させていただいたところでございます。その後、6月20日と7月28日に専門部会を開催し、専門部会の委員の皆様から、住宅白書の改定内容及びマスタープランの改定の方針についてご議論、ご確認をいただきましたので、本日、審議会の委員の皆様にご報告いたします。

なお、住宅白書につきましては、国からデータの取り寄せが一部、今回の住対審に間に合いませんでしたので、最終的には年内を目途に完成させる予定でございます。

では、資料1のご説明をさせていただきます。

豊島区住宅白書改定の要点でございます。白書のボリュームがございますので、主立った改訂点をこちらの資料でご説明させていただきます。

まず、第1章の住まいを取り巻く新たな動きにつきまして、トピック的なことを記載しております。1、国の動向では、令和3年に改正されました住生活基本計画や、令和2年に改正されましたマンション適正化法について記載しております。

また、2の東京都の動向としましては、令和4年に改正されました東京都の住宅マスタープランや、平成31年に制定しました都のマンション管理状況届出制度などについて記載しております。

続きまして2章、豊島区における住宅施策の取組みについてでございます。

現行の住宅白書は6項目でございますが、改定案は7項目に増やしております。順に主立ったものをご説明させていただきます。

前回の住対審でもご意見をいただきましたコロナ禍のことについて記載を残すという点で、一つ目の項目に、住まいにどのように影響したかということをもとめております。

続いて、三つ目の項目としまして、これまでと同じ居住支援について記載をしておりますが、これまでの内容に加えまして、安心住まいについても記載をしております。

実際に記載内容を見ていただきたく、資料2の住宅白書の19ページをお開きください。

19ページの上から8行目でございますけれども、安心住まいについては、長期間空き家が発生している事例がありますので、実情に合った制度への見直しを進めていく必要があると記載をしております。

続きまして、20ページをお開きください。

四つ目の項目としまして、これまで外国人の方に特化した記載をしておりましたけれども、改定案では、外国人の方々に加えまして、多様な性自認の方についても記載をしまして、多文化共生と多様性という内容でまとめております。

続きまして、22ページをお開きください。

五つ目の項目としまして、昨年度住対審でご議論いただきましたファミリー附置について記載をしております。

(2)にお示ししますように、本区はファミリー向けの住宅が少なく、単身向けが多いという状況でございます。下から4行目のところに、一定規模の集合住宅を建設する際には、ファミリー世帯向けの住戸を設ける「ファミリー住戸附置制度」を令和6年度から導入を予定しておりますと記載をしております。

続きまして、24ページをお開きください。

六つ目としまして、本区のマンションストックの状況とマンション施策について記載をしております。

本区のマンションのストックの状況でございますが、24ページの中段から記載しておりますように、①のところで、例えば49戸以下の小規模マンションが全体のマンションの72%を占めるなど、小規模の高層な住宅マンションが多いということであるとか、②にお示しします、現在竣工後40年を経過するマンションが321件ございますけれども、20年たつとこれが3倍になって800件あまりになるなど、高経年マンションが進んでいる。

それから三つ目としまして、長期修繕計画がないマンションというものも、現状管理状況届出制度を出していただくマンションの中で200件あまりありまして、こういったマンションは修繕積立金が不足しているというふうに推測がされるなど、マンションの状況について記載をしております。

そんな中、25ページの下でございますけれども、豊島区でもマンション管理適正化推進計画を今年の2月に策定しまして、4月から管理計画認定制度をスタートしております。こういったマンションの状況について記載をしております。

続きまして、26ページをお開きください。

七つ目としまして、住宅の外部化という観点で、本区など都市部の住宅事情についてまとめております。

例えば、26ページの上から3行目のところで、書斎が図書館になったりとか、台所、食事室が食堂になったりとか、浴室が銭湯になったりとか、そういった都市部では、住宅が高いことから面積が縮小するという観点から、外部化が進んでいるということを取りまとめております。

その一方、コロナ禍で、テレワークが普及したり、コワーキングスペースやシェアオフィスというのが注目されているというのが、近年の状況でございます。近年の状況を踏まえ、居場所というような観点でNPOさんで運営されている若者の居場所のサンカクキチを今回取り上げております。

また、前回住対審でご意見いただいています銭湯につきましては、区外ではありますけれどもライブイベントを行う銭湯も出てきております。浴室がないので銭湯を使うという方に加えて、コミュニケーションの場として利用するという方がいるということです。27ページに区内の銭湯のマップを掲載し、下の表には、現在区内で営業している銭湯、廃業した銭湯というのの一部掲載しております。

資料1にお戻りいただきまして、資料1の2ページ目をお開きください。

第3章、豊島区の住生活の実態についてでございます。

基本的に、現住宅白書のデータを最新の数字に更新しておりますけれども、現住宅白書の改定時に行いました空き家の意識調査は今回行っておりませんので、関連する図表は今回掲載しておりません。

また、住宅統計調査の特別集計の取り寄せが先ほどご説明したように一部間に合っておりませんので、その点については後日追加し、年内を目標に完成させる予定です。

なお、今回新たに追加しました図表について、ご説明いたします。資料2、住宅白書の56ページ、57ページをお開きください。

こちらの円グラフは、区内分譲マンションから提出されました管理状況届出書を集計したものを新たに加えております。

次に、66ページをお開きください。

こちらは、地域別の特性をまとめた部分に加え、東部、北部、南部、西部、中部の五つの地域の特性をまとめ、各町丁別に人口の増減をまとめたものを掲載しております。

68ページ、69ページをお開きください。

こちら、五つの地域を一覧でまとめたものを掲載しております。

資料1の3ページをお開きください。

4章、新たな住宅施策の視点です。

上から順に、1、豊島区住宅マスタープランの実績と評価につきましては、現在住宅白

書では、以前の住宅マスタープランの仕様となっておりましたので、現住宅マスタープランの仕様に変更いたしました。

2、住宅施策の概要と実績は、最新の数字を加えております。

3、重点課題は、今回の2章の取組内容を踏まえて、これまでの重点課題を改訂いたしました。

では、資料2の住宅白書の93ページをお開きください。

今回改訂しました現住宅マスタープランの指標です。この中で、上から6番目の指標、住宅相談に来庁した区民のうち、住宅問題が解決した区民の割合の現状値が0.1%と、かなり低下しております。

この指標につきまして、98ページに課題と今後に向けた方向性を掲載しておりますので、お開きください。上から5番目の三角の見出しのところに記載しております。

ここに記載のとおり、本区では、平成28年度に同行サービスを開始しましたが、現在では都の指定を受けた居住支援法人が増えたことから、本区の同行サービスによらない入居支援が増えてきていることから、需要が減っている状況です。そのため、本生活指標の算出方法について、今後住対審の専門部会にて検討をいただければと考えております。

続きまして、102ページをお開きください。

こちら、家族的住まい方の認定制度について、上の表の3段目に実績を記載しております。

本認定制度は、住宅をシェアハウスにする場合、4人以上の親族関係にない入居者全員が連名で所有者と契約することを条件に、区で家族的住まい方認定審議会を開催しまして認定することで、用途を寄宿舍に変更することなく、シェアハウスとして居住することができるものです。

一方、認定制度の開始とほぼ同時期に法律が改正されまして、床面積が200㎡までの住宅は寄宿舍に用途変更することなく、シェアハウスとして改修可能となったことから、上の表の3段目のとおり、これまでの認定件数はゼロ件で、申請に伴う認定審議会の開催もこれまでない状況です。そのため、このページの一番下の行にありますように、今後、実情に合わせまして制度の見直しを検討する必要があると考えております。今年度中に家族的住まい方の認定審議会を開催し、検討を行いたいと考えております。

147ページをお開きください。

3、重点課題です。今回新たに加えた課題や、これまでの課題を見直した部分をご説明いたします。

まず、コロナ禍の住まいへの対応についてですが、今回新たに加えた課題です。

コロナ禍の影響は今後もしばらく続くと考えられます。そこで、経済的に困窮した区民の住宅の安定を確保するための対策として、セーフティネット専用住宅をさらに追加、増加させるにはどのようにすべきかというようなことを挙げております。

③の空き家対策については、これまでは住宅課単独で空き家対策を行うことが多かったのですが、さらなる利活用などを進めるため、今後は他部局や民間団体などとも連携し、推進することを課題として挙げております。

④の居住支援の充実については、今回新たに加えた課題でございます。

本区では、平成24年に豊島区居住支援協議会が設立され、特別区内において早い時期から様々な居住支援の取組を行っております。しかし、本協議会の取組について、支援が必要な方や支援いただける不動産事業者様などへの周知が不足している状況でございます。

そのため、居住支援協議会の活動がセーフティネット専用住宅を増加させるための取組などを通じ、単身高齢者、障害者、独り親世帯などの方々へ居住支援の充実を課題として挙げております。

⑤SDGs 未来都市としての取組みの充実については、現住宅白書の外国人住民への対応も含める形へ今回変更した課題です。区が進めている様々な事業を継続的に進める中で、住宅施策としてどのようなことができるのかということも挙げております。

⑥単身世帯の住まいの確保については、今回新たに加えた課題です。区内にはワンルームの賃貸住宅は多くございますが、ご高齢の単身者が入居する際に契約が難しい場合がございます。そのため、そういった方々を安心して住むことができるようにするにはどのようにすべきかという点で、課題を挙げております。

⑨良質なマンションの増加については、これまでの表記からさらに踏み込む形で課題で挙げさせていただいております。

具体的には、管理状況届出書の情報を基に、管理不全マンションに働きかけ、適切な管理を推進するにはどのようにすべきかという点です。大変雑駁ではございますが、住宅白書の改定案についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

●会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のご質問、ご意見を積極的にいただきたいと思っております。お願いいたします。

いかがでしょうか。かなり改訂するところが増え、非常に充実した内容になっているかと思っております。

委員、お願いいたします。

●委員 ご説明ありがとうございました。

97ページにある、住宅相談に来庁した区民のうち住宅問題が解消した区民の割合が0.1%ということについてです。背景として、居住支援法人に相談が行っているのですが、そもそも相談件数が少なくなっているというようなご説明だったのですが、相談件数の母数が少なくなったとしても、割合としては少ないと思うのですが、その辺り、もう少し補足して説明いただけますか。

●会長 事務局、お願いいたします。

●住宅課長 この住宅相談の点については、福祉総務課に移管をしていますが、住宅課にあったときよりも相談件数がかかなり増えているという状況でございます。

例えば区営住宅の入居や、現在のお住まいからの引っ越し等の相談は大変増えています。同行サービスというところに限ってお話ししますと、件数はほぼないというような状況です。

●委員 分かりました。内容別の相談件数は数字で示すことはできないのでしょうか。

●会長 よろしくお願いいたします。

●自立促進担当課長 自立促進担当課です。

今、同行サービスという名前では件数としてはゼロ件ですが、現在は入居支援という形で、同行サービスに代わるといいますか、東京都から指定を受けました居住支援法人や入居支援に協力する事業者等が増えてきたため、それらの機関へ依頼した件数に変更してカウントしております。その結果ですと、令和4年度に関しましては399件といったことになり、より個々の状況に合わせた支援をしているというところではあります。

●委員 ありがとうございます。399件という数字が上がっているけれども、もう少し数値の算出方法をさらに検討していかないと、ここに載せるところまではいけないという理解でよろしいですか。

●住宅課長 そうですね。載せ方も含めて検討します。

●委員 分かりました。ありがとうございます。

●会長 ありがとうございます。

委員、お願いします。

●委員 私たちも同行支援をしています居住支援法人なんですけど、2016年からこういうサービスが豊島区の中にあるということを今日知りました。情報共有がされていないのだなと感じています。あと、このサービスはボランティアでやってくれるのか、それとも税金を使ってやっているのかとかも教えていただきたいです。もし税金で報酬を支払っているのだとしたら、そこは検討していただく必要があるのではないかと思います。

●会長 では担当の方、よろしくお願いいたします。

●自立促進担当課長 こちらは、豊島区高齢者等民間賃貸住宅入居支援事業に関する協定書に基づいた同行サービスなんですけど金銭的なものは発生しておらず、あくまで協定という中で協力関係をいただくというものになってございます。

●会長 よろしいでしょうか。いろいろ居住支援法人が活動していますので、ちゃんと見える形にしていくことが大事なかなと思います。よろしいでしょうか。

●住宅課長 ご意見ありがとうございます。今の委員のお話を伺って、我々も気づきを得たところもありますので、福祉総務課と連携して幅広くこういった相談業務の周知を図っ

ていければと考えております。ありがとうございます。

●会長 よろしくお願ひします。

●委員 同じ102ページの住まいの終活相談の件数についてなんですが、4件から1件増加しましたということなんですが、少な過ぎるじゃないかと思ひます。

というの、例えば7月に住宅課が国庫帰属制度をテーマに空き家セミナーを開催してました。まさに住まいの終活というような内容で、豊島区の区民センターが満室になるぐらいで、50名から60名の方が参加してました。これは、潜在的には興味があるし、いずれちゃんと対策しないとイケないなと考えている方々が多いということだと思ひます。にもかかわらず、やっぱり4件とか、1件増加しましたって少な過ぎるんじゃないかなって気がしてあります。周知を強化していくということなんですが、これまでの周知方法と今後の改善点を書いていけばよりよくなっていくのではないかと思ひました。

●会長 事務局、お願ひいたします。

●住宅課長 ありがとうございます。ここで書いておられます終活相談4件とありますけども、ここに書いていないようなご相談というのもあります、全体的に相談件数は多くないです。現在は空き家セミナーに参加してくださった方に次回以降のセミナーの案内を送付したり、広報、ホームページ等を活用し周知を図っています。今後、どのような周知方法をすべきかは検討してまいります。また、実際に相談に来ても、いざ活用となると心理的ハードルがある方もいらっしゃると思いますので、どのように呼びかけたら活用に結びつくかも検討していく所存です。

●委員 ありがとうございます。

●会長 よろしくお願ひします。

●事務局 補足させていただきます。

周知につきましては、令和2年度から高齢者福祉課がしている終活支援の相談窓口を開設しております。そちらで、住宅に関する相談があった場合には、こちらへ案内していただいているところです。

周知というところに関しましては、我々のほうももう少し検討していかなければいけないところだとは思っております。

●会長 よろしいでしょうか。

では、委員お願ひいたします。

●委員 今のに関連してですが、終活支援について社会福祉協議会との連携はどうなっているのでしょうか。

●会長 いかがでしょうか。担当部局のほうでお願いします。

●高齢者福祉課長 高齢者福祉課でございます。

終活に関しましては、住宅課と、お互いにどういった事業をやっているかなど共有しながら、必要に応じて相談窓口をご紹介するといった形で連携を取っております。

●委員 実は相談に行こうかと思っているんですけど、例えば住宅に関して、社会福祉協議会、住宅課どちらに相談に行ったら良いか分からないので区別を明確にしてもらいたい。

●会長 お願いします。

●住宅課長 住宅課では、終活という部分で言いますと、住まいの終活ということで、お持ちになっているお宅を、空き家にかかわらず、今お住まいのお宅でも、今後どのように住み続けるかとか、例えばこれから施設に入られるけども、そのお宅をどうするかとか、そういった住まいに関する部分であれば、直接我々のほうにお越しいただければと考えております。もっと幅広く生活についての終活というところであれば、社協なり高齢者福祉課に足を向けていただいたほうがよろしいかと思えます。

●委員 分かりました。今までどういうふうにしたらよいかなど思ったのがはっきりしたので、よかったです。ありがとうございます。

●会長 ありがとうございます。なかなかすみ分けというのも難しいところなんですけど、ここきちっと整理も必要かと思えますので、お願いします。

次、よろしく願いいたします。

●委員 先ほど質問があったかと思うんですが97ページの住宅相談に来庁した区民のうち、住宅問題が解決した区民の割合0.1%という結果が出ているんですが、相談件数と解決した内容というのは、どこが判断されて、どういう形で結果を出したのか、お伺いさせていただきたいと思えます。

●会長 お願いいたします。

●住宅課長 これは令和3年度の数字を書いているんですが、全体で相談件数、取壊しとか家賃が高いとか様々な件数を含めて、年間で令和3年度で4,991件のご相談を受けております。1の方が複数の相談があればそれぞれカウントしているので、来庁者の数よりは多くはなっているかと思えます。そのうち、同行サービスによって解決したという点につきましては、推測になるんですが、同行サービスによって入居先が決まったことになろうかと思えます。それ以上のところは確認できておりません。

●会長 ありがとうございます。ここの点について議論が深まっているんですが、またほかのところもお話しいただきたいと思えますので、ここについては事務局で整理していただいて、皆さんに報告いただければと思えます。

はい。担当部局、よろしく申し上げます。

●自立促進担当課長 自立促進担当課です。

入居支援、同行サービスにつきましては、基本的には民間へのご案内ということで、民衆の契約のうちになるので、不動産会社等から個人情報等の絡みで、成約件数等は教えられないということで、ご案内以降の成約件数というのは、自立促進担当課でも把握ができないというのが現状でございます。補足でした。

●会長 ありがとうございます。ここ、結構議論ありましたので、ここは専門部会でしっ

かり議論をして皆さんにお諮りになるようなことで進めていきたいと思ひます。ありがとうございます。

ほかのところでご意見ございますか。では、お願いいたします。

●委員 48ページの空き家の状況に関して質問させてください。これは一戸建ての空き家だけということでしょうか。共同住宅の空き住戸のところは、例えば管理住居届出制度で空き住戸どのくらいありますという回答欄がありますけど、その辺りのデータはどの辺りに反映されているのでしょうか。

●会長 よろしくお願ひいたします。

●住宅課長 こちらの空き家の状況は、共同住宅、戸建、それから例えば別荘とかいろいろありますけど、そういった全ての住宅戸数での空き家リストというところがございます。

●会長 よろしいでしょうか。はい、ではお願ひします。

●事務局 補足させていただきます。

こちら、住宅土地統計調査の数値になっておりますので、国がサンプル調査したものとなっております。その中で、普通の賃貸住宅から普通の分譲マンション等、サンプル上の数値を反映させた数字というふうに考えていただければと思ひます。

●会長 よろしいでしょうか。

ここの黒の0.9のところは戸建なんのでしょうか。その他住宅と書いてありますが。

●事務局 管理状況届出書上の数字、これはこの住宅土地統計調査の数値には特に反映されておひません。

●会長 よろしくお願ひします。

●委員 それは今、統計上は取るに足らない数字だということですか。今のところ、一つのマンションで。空き住戸はそんなに顕著にないということですか。空き住戸が増えてくると修繕積立金の徴収もできなくなってくるので、そうすると建物が維持管理できなくなるというリスクを抱えていく状況になると思ひます。

●会長 よろしいですか。

●事務局 こちらのマンションリストですね、管理状況届出書上のその数字までは、きちんと統計が取れていない状況ではあります。ただ、一般的にこちらのほうに上がってくる数字上は、空き率はそれほど高くない数字が示されています。改めて確認させて、報告させていただきます。

●会長 よろしいでしょうか。2016年の空き家調査に、分譲や、それから共同住宅のものもあったと思ひるので、そこを精査していただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

そのほか、ございますでしょうか。先によろしい、お願ひします。

●委員 26、27に、都市型居住が広がっているというところあると思ひますけど、非常にまとめ方としていいなというか、機能の外部化というのがすごい端的に言われている

と思っております。例として銭湯が上がっているんですけど、銭湯って正直、経営上すごく多分難しくて、廃業というのがここにも書いているように、廃業もそれなりに進んでいるのかなと思います。こういう銭湯を支援する仕組みがあるんですか。

●会長 よろしくお願ひします。

●住宅課長 公衆浴場のほうに関しては、所管が生活産業課というところになりまして、事前に確認してきたところだと、いわゆる既存の事業者向けの施策に関しましては、生活産業課のほう所管をしているところがございます。そこに関しては、基本的には補助金であるとか助成金、例えば公衆浴場の経営の改善費というところの助成であるとか、あとはガスの燃料化等の推進事業の補助金、あとは利用促進のところに係るインバウンド用のリーフレットであるとか、定期的にやっているイベントに関する補助みたいなどころというのは、区のほうとして実施をしているというところは聞いているところではあるんですけども、都庁のビジネスサポートセンター、いわゆる企業相談支援のところ、起業に関する計画の策定や開業手続の流れとかについて、相談のほうには無料で何回でも乗っているというところは聞いているところではあるんですけども、都庁のビジネスサポートセンター、いわゆる企業相談支援のところ、起業に関する計画の策定や開業手続の流れとかについて、相談のほうには無料で何回でも乗っているというところは聞いているところではあるんですけども、

あとは、新規に起業というところに関しては、銭湯にかかわらずというところではあるんですけども、都庁のビジネスサポートセンター、いわゆる企業相談支援のところ、起業に関する計画の策定や開業手続の流れとかについて、相談のほうには無料で何回でも乗っているというところは聞いているところではあるんですけども、

あとは、特に利用者支援というところに関しては、高齢者福祉課や生活福祉課で、お風呂券の配布や入浴サポート事業行っているという状況です。

ただ、やはりなかなか状況としては、近年燃料費の高騰とかもありまして、どこの銭湯もなかなか経営的には苦しいという話は所管のほうから伺っているところで、燃料費高騰への助成等につきましても区のほうでも実施はしていますということで聞いているところではあるんですけども、

●委員 ありがとうございます。

●会長 よろしいでしょうか。

●委員 最後に一点だけいいですか。147ページの課題のところ、④の居住支援の充実の部分と⑧の高齢者の住まいの確保というところの内容が、似通っているなと感じました。右側に書いてある部分、高齢者の居住支援を充実ということと、高齢者の安定居住のための支援を充実って、どういう使い分けをされているのかなというのがよく分からなかったの、教えてください。

●会長 重要かと思ひます。よろしくお願ひします。

●住宅課長 ありがとうございます。④のところは、居住支援ということで、高齢者だけにかかわらず、障害をお持ちの方、一人暮らしの方だとか、そういった幅広く居住支援協議会とかセーフティネットの制度というものの観点で課題として挙げさせていただいております。⑧の高齢者の住まいというところは、民間の賃貸住宅にお住まいの方々の、例えば取壊しであるとか、終の住まいになるところの課題に加え、安心住まいへの入居もございますので、分けて書いています。確かに委員ご指摘のように、似たようなところもござ

いますので、例えば④と⑧と一緒に記載するとかも含めて、少し検討させていただければと思います。ありがとうございます。

●会長 よろしいでしょうか。では次。

●委員 147ページの⑧の高齢者の住まいの確保について再度質問です。民生委員をやっておりますと、高齢者の相談がたくさんございます。つい最近、やはり賃貸で暮らしていた高齢者が、建て壊しということで、どこか住まいはないでしょうかという相談を受けました。そして、長年住み続けているので、できれば近隣で賃貸住宅を探してもらいたいということの相談でした。早速高齢者相談のところとCSWの方に相談してつなげたところですが、お聞きしたいのは、区から民間の不動産会社に対し、単身高齢者の入居を受け入れてほしいと要望しているか、その要望がどの程度徹底されているかお聞きしたいです。それから先ほどの銭湯の問題に戻りますが、南長崎5丁目周辺には銭湯が1件もなくなってしまったんですね。銭湯というのは、完全なるコミュニティの場だと私は考えているんですね。老若男女が、お風呂を出てから飲物を飲みながら会話をするというような昔の銭湯が復活してくれば、いろいろな方々が集まることができるし、見守りという形にもなってくると思うんですね。実際にお風呂屋さんで具合が悪くなって倒れたという方がいても、もし自宅で1人で入っていたとしたら、誰も気づかないという状況になっていたと思うので、そういう意味でもとても大切な場所かなと思います。ぜひ豊島区としても地域に銭湯をとということをお願いしたいと考えています。

●会長 ありがとうございます。ご意見いただいたと思いますが、よろしくお願いします。

●住宅課長 ありがとうございます。まず、お住まいが取壊しになって、引き続き近隣にお住まいになりたいという方のお話でございますけれども、区にご相談に来られるご高齢の方は、住み慣れた地域に引き続きお住まいになりたいという方が多いです。その中で、福祉総務課で入居相談を受けているところです。区内の不動産団体様と協定を結び、ボランティアの形式で単身高齢者を始め様々な方の入居相談に乗ってもらっております。しかし、不動産団体様への、周知がなかなか行き届いていないというようなところもございますので、今年度居住支援協議会通じて、単身高齢者を始め様々な方に対してご協力いただけるように、引き続き実際に不動産店舗回りまして周知を図っていきたいと考えております。

次に、銭湯の話でございます。幅広い生活に関わるようなところもありまして、今回白書の中でも銭湯のご紹介という位置づけにさせていただいているところです。銭湯にはコミュニティという観点もあろうかと思っておりますので、所管部署にご意見をお伝えさせていただければと考えております。

●会長 ありがとうございます。

次の方どうぞ。

●委員 今話題になった重点課題の高齢者支援というところで、基本的な議論が、契約時

の話だと思うんですね。いろいろなニュースや記事で見たり、また、実際に私が業者とお話しした中で問題となっているのは、孤独死です。特に賃貸で、高齢者との契約を嫌がる背景としては、孤独死をしたときの後片づけなんですね。孤独死とって、亡くなってから3か月4か月そのまま放置されてしまって、部屋がひどい、大変な状態になってしまふ。それを清掃するとなると、100万、200万簡単に飛んでしまいます。先ほど見守りの話があったかと思うんですけれども、単に契約時の補償の問題として支援するのももちろん大事だと思うんですが、亡くなってから早く気づいてあげるといような仕組み作りを考えるべきではないでしょうか。今、2025年問題の直前ですから、豊島区に限らず単身高齢者世帯というのはどんどん増加しているところですので、そういったところの観点からも何か手を打つべきじゃないのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

●会長 よろしいでしょうか。では担当部局。

●高齢者福祉課長 高齢者福祉課でございます。一人暮らし高齢者の見守りの課題につきましては、大きな課題だと認識しております。現在民間の事業者、例えば新聞配達ですとか生協などの宅配事業者、その他様々な事業者と見守り協定というのを結びまして、もし方が一気になることがあったら高齢者総合相談センター、地域包括支援センターにご連絡をいただくというような仕組みを作っております。今年度も新たに事業者と協定を結ぶ予定ですが、効果的な協定になるように意見交換会なども含めて取組を進めている状況です。また、地域の町会ですとか、いろいろな方とも、見守りのハンドブックなども検討しております。ソフトの面で進めていきたいと考えております。

●会長 ありがとうございます。居住の視点と福祉や地域連携の視点、すごく重要だと思いますので、しっかり検討していきたいと思います。

では委員、どうぞ。

●委員 この白書の重点課題、どれもコロナ禍が終わった今、本当に必要な課題だなと思えます。そういう中に、外国人を含める住まいまで盛り込んでいただいたことに感謝いたします。

26ページに、都市型居住について記してあって、内部化と外部化というのはすごく分かりやすいなと思えました。きれいに整備された公園は子育てファミリーにとっての居場所になっているというふうに書いてございます。もちろん、きれいに整備したイケ・サンパークなんかはすてきな公園だなと思うんですけれども、今、一方でプレーパークのような、子供が自由に尊重されて成長するという場がとても必要なんじゃないかなと思っています。ちょっと脱線するんですが、昨日、子供の居場所がこんなにたくさんあるよという、その人たちが連携しようという全国的なイベントが二つありました。なぜあったかというと、夏休み明けが子供たちの自殺が一番多いからです。不登校も非常に増えていて、そういう実際に不登校だった、死のうと思ったという子供たちの声を聞く中、地域にどこか家ではない居場所、学校に行けなくてもそういう居場所があったらよかったといった声が

ありました。また、そういう子供たちが大きくなって、大学にいったとき、始めて自分は普通になれたという言葉が印象的でした。その普通を作ってきたのは私たち、こういう計画を立てる大人なんじゃないかなと思うんですけども、普通とかきれいな中で遊ぶとか、そういう価値観も変えていく必要があるなと思っていたところです。そういった中で、もちろん整備された公園も必要なんですけども、プレーパークのような、自由に子供たちが自分のやりたいということができる公園が豊島区にあることは、私は誇りではないかなと思っております。そういうことも、やはり居場所というものが、安定した家の周りに居場所というのが連動してあることが、本当の意味での居住というか、居るという意味なのかなと思います。そういうところまで含めて、白書の中に盛り込んでいただけたことは、本当に豊島区らしいすばらしい内容だなと思って、感謝と、そしてプレーパークについての意見を述べさせていただきました。ありがとうございます。

●会長 ありがとうございます。子供の居場所、すごい重要なことなので、高齢者も重要ですし、子供の居場所も重要ですので、総合的にいい環境を作っていくという視点が大事かと思えます。ありがとうございます。

まだまだ皆さんご意見があるかと思いますが、すごい活発で本当にありがとうございます。時間も迫ってきていますので、次の議題に行きたいと思えます。、何回か専門委員会もありますし、審議会もありますので、残りのご意見は事務局に寄せていただきたいと思います。よろしいでしょうか。次の議題に行きたいと思えます。はい。では最後にどうぞ。

●委員 重点課題の中で、項目が9点挙がっていますが、実は今燃料費、電気代が高騰していたり、大変燃料費の高騰というのが国民全体に及ぼしていますし、また異常気象で猛暑日も多いということで、エコ住宅の助成というのが、この課題の中に含めてもいいのではないかなと単純に思いました。コロナのことがまず一番、①に入っているということで、コロナも確かに大事ですけども、燃料費というか電気代が高騰していて、皆生活が圧迫されて、この夏もずっとエアコンつけていないと駄目だという家庭が増えているというのが今一番の課題になっているのではないかと思います。なのでエコ住宅の助成について、もう少し重点課題の中の一項目として取り上げてもいいのではないかなと思います。そこら辺、所管課としての所見をいただきたいなと思っております。

●会長 どうぞ。重要な観点かと思いますが、どのように取り上げられるか、お願いします。

●住宅課長 ありがとうございます。委員がおっしゃられますように、近年温暖化など進んで、夏の猛暑が非常に毎日続く状況でありますので、そういった燃料費の高騰とかというふうな点を含めると、エコ住宅というところで、住宅の所管からはさらに広がるようなところがあるかと思えます。この課題の中の、例えば項目に入れるであるとか、何かしら触れるような形で幅広い課題として記載を考えていきたいと思えます。ありがとうございます。

ございます。

●会長 ありがとうございます。

では、次の議題に行きたいと思います。よろしいでしょうか。

●会長 それでは、議題2についての説明をよろしくお願いいたします。

●住宅課長 それでは、議題2の住宅マスタープランの改定のたたき台に入らせていただければと思います。資料3をお取り出しください。

前回、6月の住対審でご説明いたしました住宅マスタープランの見直しの内容をより具体的にまとめたものでございます。

資料中央が現マスタープランでございまして、この現マスタープランの改定のエッセンスになるのが、左側に記載しております、今ご説明させていただきましたコロナ禍の社会情勢や住宅施策としての取り組んでいることなど、それから右側にお示ししております住宅マスタープランで取り上げるべき具体的な住宅施策の課題といたしますか、内容でございます。

この右側に記載をしております住宅施策の課題についてご説明いたします。各項目の四角の色は、関連します基本目標の1から3の色に合わせております。順にご説明いたします。

一つ目としまして、子育てファミリーの住まいの支援についてです。現在でも子育てファミリー家賃助成を行っておりますが、さらに定住につなげていくには、今後どのようにすべきかという課題がございます。また、ファミリー附置制度を令和6年度から導入予定ですので、このことについてもマスタープランに記載をしたいと考えております。

三つ目のポチですが、親子近居についても現マスタープランに検討を行うと記載をしておりますけれども、もう少し踏み込んだ形で記載できないか検討を行いたいと考えております。

二つ目の四角としまして、住宅セーフティネットの充実についてです。居住支援協議会の活動について、地域の不動産店などへのさらなる周知を行うことで、居住支援の取組が広がると考えていることから、課題として一つ目で挙げております。

これに付随しまして、二つ目のポチで、居住支援法人間のネットワークの強化を図ることで、支援が必要な方がより支援を受けやすくなると考えておりますので、その点と住宅部門と福祉部門のさらなる連携強化を図ることも課題として挙げております。

四つ目のポチで、安心住まい提供事業の見直しは、先ほどから説明しているとおりです。

五つ目のポチのセーフティネット専用住宅の確保に向けた施策ですが、現在の制度で専用住宅を大幅に増加させることは難しいと感じておりまして、他自治体で行っているようなオーナーなどへのインセンティブ、招住制度が必要であると考えております。この点についても、何らか記載ができればと考えております。

三つ目の四角、マンション適正管理の推進についてです。近年よく言われておりますマンション建物の老朽化と、マンション住民の高齢化によります二つの老いが課題となっております。

また、二つ目のポチの転出制度につきましては、マンション管理状況届出書で長期修繕計画がないマンションなどに対して、区がおせっかい型といいますか、区からこのようなマンションに対して積極的にアプローチを行い、専門家派遣制度を活用いただいて、マンションの再建を図る取組を今年度から開始しますので、このような点を記載したいと考えております。

三つ目のポチのマンション管理計画認定制度についても記載をしたいと考えております。

四つ目の四角としまして、空き家対策の充実です。現マスタープランでは、空き家の利活用の復旧計画について触れておりますが、空き家予備軍など、空き家になる前の方々に対しても意識啓発をすることが、将来の空き家を防ぐことにつながるというふうに考えておりますので、この点についても記載をしたいと考えております。

二つ目のポチにつきまして、今年3月の空き家特措法の改正によりまして、特定空き家に指定されると、家が建っていても固定資産税の減免がなくなり、税が6倍に跳ね上がるなど、民法の改正もあり、空き家になった場合の建物を適正管理するにはどのようにすべきかということも、課題として挙げております。

また、三つ目のポチの地域貢献型空き家利活用事業などについてもこれまで記載がなかったため、記載したいというふうに考えております。

次に、五つ目の緑の四角であります魅力的な住環境の形成についてです。住宅白書でも触れました都市型居住が広がっておりまして、その点を踏まえたまちづくりや子ども食堂などの居場所作りの推進についても、マスタープランで触れられればというふうに考えております。

雑駁でございますが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

●会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、皆様からご質問、ご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

●委員 今マスタープランのたたき台を説明していただきましたけども、この資料の構成上仕方がなかったのかもしれませんが、一番最後のところの基本目標3についてです。主な課題として魅力的な住環境の形成というのが触れているんですけども、やはり一番の安全安心な住環境の形成というのは災害についてだと思えます。今までのマスタープランでは災害に強い住環境の整備とかも触れていますので、やはり災害に関して、火災だとか大きな地震だとか、も主な課題として触れていただけたらと思えます。以上です。

●会長 いかがでしょうか。

●住宅課長 ありがとうございます。紙面の都合上、課題をかなり絞らせていただいた形にはなっておりますけれども、委員おっしゃいますように、安全安心な住宅、住環境の形成ということで、これまでのマスタープランにも1番目に持ってきているということで、我々としても当然今後も取り組んでいかないといけない課題というふうに捉えております。所管の部署と書き方について協議させていただいて、今後、当然1番目に来ることになるのかと思うんですけれども、さらに今の形に添った形、それから今後どういうふうやっていくのかというところを詰めて書かせていただければと思います。ありがとうございます。

●会長 お願いします。

●事務局 補足になるんですけれども、特に災害時の対応のところにつきましては、なかなか住宅施策の部分でできる部分というところと、あとはいわゆる地域としてというところがあるかと思います。今、特に災害時に避難等する際に支援が必要な方、災害時の要援護者であるとか要支援者の方の対応につきましては、福祉部門で横断的にその辺りについてどうするかというところ、議論等進めているところでございますので、マスタープランのほうにどう記載するか検討させていただきたいと思います。

●会長 ありがとうございます。重要な視点だと思います。

委員、お願いします。

●委員 ありがとうございます。

子育てファミリー世帯ですが、ここいつも住替え家賃制度、自治体によっては別に住み替えなくても家賃助成やっているところもいっぱいあって、そもそもの制度を見てしまうと、拡充はしていただいているんですが、住み替えることすら困難なような世帯もたくさんあって、そういった世帯にどうしていくのか。前から申し上げていますが、ソシエにかかっていた年間の金額を思うと、圧倒的にファミリー世帯に向けての家賃助成が少なくなっているんで、ハード整備ではなくてソフトの支援を充実させるというようなことで、ずっと豊島区が見解を述べられてきましたので、やはりここは思い切ってやっていただきたいなと思います。

あと、親子の近況もそうなんですけど、例えば新婚世帯とか、ほかにいろいろ様々な家賃助成の制度の在り方というのもやはり検討していただきたいなと思います。もちろん、マスタープランをもとに施策は展開していくので、そういった基になるようなものをしっかりお願いしたいということと、先ほどもありましたけど、高齢者になるとすぐケアつき住まいを出すんですが、現実的にもすごい高額になるために、住みたくても住めない。ケアつき住宅は住めないというような方がたくさんいらっしゃいます。転居するにもなかなか経済的に難しく、今いらっしゃる場所も長年住んで、非常に劣悪な環境の中に住まい続けていらっしゃる高齢者の皆さんもいらっしゃいます。そういう方に対してどう手を差し伸べる施策を作るのかというのが、非常に課題かなと思います。

また、先ほどもありましたけれども、高齢者、例えば身寄りがないとか、緊急連絡先す

らない、そういった方々に対してどうやって安心の住まいを提供していくのかということも、福祉と連携しますけども、今後大きな課題であるというふうに思いますので、そこもしっかりと考えていていただきたいなと思っております。

また、住宅セーフティネットも前からインセンティブがないと、やはりなかなかオーナーさんは思い切ったことができないと思うので、ぜひそこも検討していただきたい。

あと、空き家の調査を行っていただきましたけども、今回は間に合いませんけど、そろそろ次の空き家調査を考えていただきたい。豊島区は全戸の、たしか目視で調査をエリア別に分けてやっていただいていますし、この調査は非常に各自治体に反響を呼びました。なかなかここまで思い切った調査ができないので、やはりデータも古くなりますから、ぜひどこかの機会で行っていただきたいということ、要望しておきます。

●会長 よろしいでしょうか、事務局。

●住宅課長 ありがとうございます。

様々ございましたけど、ファミリー家賃助成ですね。豊島区はほかの区に比べて引越しが条件になる、一方で助成期間を長く定めているといった違いがあります。実際、家賃助成の適用されている方の内訳とかも、所得が低い、少ない方が対象になっていたりというようなところもあります。今後、低所得の方向けの制度のほかにも、もうちょっと所得の違う方も対象となる幅広い家賃の助成制度というのができないかと、時間もかかるかと思っておりますけども、検討していきたいと考えております。

また、これまでもございますけど、近居等も絡めて検討をしていきたいと考えております。

また、ご高齢の方の今後のお住まいというところですけども、例えば安心住まいというようなものもございますけれども、それ以外にも、もっとほかの部署と連携しながら、かなり難しい問題かと思っておりますので、専門部会のほうでもご意見いただきながら、どういふふうにしていくかというところを検討していきたいと思っております。

あと、セーフティネットの住宅ですね。専用住宅もなんですけども、委員からご指摘ありとおり、やはりインセンティブが必要になってくるというふうに考えておりますので、ここはマスタープランにも記載が必要かと考えております。それに加えてほかの自治体にもヒアリングをして、豊島区にふさわしい専用住宅を増やす制度というのができればと考えております。

また、空き家の調査につきましても、今年ちょうど住宅土地統計調査という国の調査やりますけども、あくまで推計値というところがあって、前回はそうですけど、やっぱり区の自治体の調査とは乖離がありますので、まずは予算要望していきたいと考えております。

●会長 大切なご指摘だったと思います。ありがとうございます。

はい、どうぞ。

●委員

住宅セーフティネットの充実のところ、安心住まい提供事業については、実情に合った制度の見直しをすると先ほどの説明でありました。住宅の建替えで転居を求められる高齢者が増えています。中には80歳、90歳の方もいます。私も相談に行ったときにバリアフリーになっていないということで断られたこともあります。実情に合った見直しということですが、見直しの結果減らすのではないかとという危惧があります。総枠は維持して、むしろ増やしながらか身をバリアフリーにするなど、充実していく方向で見直すのかどうか、実情をお聞きしたいと思います。これが1点です。それから、ほかの委員さんからも出ましたけども、電気料金が高いということについてです。都市部に住宅が密集しておりますので、いかに住宅の省エネ化を図っていくことが非常に大事だと思います。そういう点では、このマスタープランの中にも位置づける必要があるのではないかなと思うんですよね。

先ほどお風呂の話もありました。20年前ですと銭湯は48軒ほどありましたけど、今15軒に減っているんです。資料の中にも、最近5年間で9つも銭湯が廃止になっているという資料がありました。この一方では、電気代、ガス代、燃料費がすごい上がっているんです。議会にも補助額をもっと増額してほしいと陳情が出され、先の議会で補助額の増額が決定され、実施されました。こういう実情があるのに先ほどの記述の仕方でいいのかどうか。今、何しろ家賃が高過ぎて、銭湯もお風呂も、浴槽のない住宅が増えていて、シャワーだけで済ますという方もいます。そのような実情なのに、先ほどの住宅白書の記述はいかがかなと思うんです。

問題は、住宅の省エネをどう図っていくか。今世界的に火事も起こるし、自然災害もいっぱい起こる中で、この地球温暖化に対する視点から見ても、住宅の省エネ化、自然再生エネルギーを東京都の中でも、豊島区の中でもどれだけ普及していくか、これは大きな課題だと思います。国も東京都も豊島区も、2050ゼロカーボン宣言していますし、2030年までに半減化すると宣言しています。これは住宅課だけの課題ではないんですが、ほかの部局とも、特に環境清掃部とも連携する必要があると思います。そういう点で、住宅の高断熱化、これはぜひ急速に進めていただきたいと思います。ぜひ住宅マスタープランにもしっかりと位置づけてください。

●会長 ありがとうございます。大きく2点だったかと思いますが、高齢者のバリアフリーの問題と省エネ化のことをマスタープランにしっかりした形で入れてほしいということですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

●住宅課長 ありがとうございます。

まず安心住まいの実情のところでございますが、そういったバリアフリーとか、例えば長く借りている住宅というのはやはり建設当初の仕様になっていることから、今のバリアフリーの状況に合っていないということもあると思います。住宅課としましても、借換えというところで新たに不動産業者とか現在のオーナーさんに当たって、新たな住宅という

のもご相談はしているところなんですけども、なかなか借換えというの、返しながら借換えというのが進んでいないような状況というのもございます。やはりご高齢の方がお住まいになるというところで、皆さん危惧されております。住宅課としましては、例えばハローライトというものをつけて入居者の見守りをやったりというようなところもあるんですが、ご理解のほうはなかなか進まないのかなというようなところがございます。

空室の状況も、現在160戸近く借りてはいますけども、120世帯くらいが入居しているという状況で、空室というのやはり存在しているというところなんです。空室の状況と予算を考慮し、どのようにしたらより多くの住宅に困っている方を支援できるのか、専門部会で意見をいただき検討していきたいと思っております。

また、省エネ住宅につきましては、国の住生活基本計画のほうでもゼロカーボンなりCO₂の削減なりということがやはり触れられておりますので、豊島区の住宅マスタープランで省エネ住宅という観点での記載を検討していきたいと考えております。

また、銭湯のことにつきましては、専門部会でも書き方をご相談しているところです。住宅施策としては、こういった住宅の外部化というような観点で書くというところで、燃料費の高騰などについては、所管部署に伝えます。

●会長 ありがとうございます。時間が来ましたが、あと一つ二つよろしく申し上げます、お名前もお願いします。

●委員 重複するかもしれませんが、このマスタープランの方針のたたき台のところに、他の委員から出ましたけども、省エネ住宅のところぜひ盛り込んでほしいと回答をいただきました。基本目標2のところは良質で長く住み継がれる住宅という項目がありますよね。この良質で長く住み継がれる住宅ってどういうものなのかということを示すため項目を一つ増やすべきだと思います。そこに省エネ住宅だとか、どういう取組を豊島区としてやるのかということを示してほしい。ここでいくとマンション適正化管理の推進だとか、空き家対策も重要なんですが、良質な住宅というのはどういうものなのかという位置づけを明確にして、その目標も基本計画のところにはっきり記載したほうがいいかなと思います。

●会長 ご指摘ありがとうございます。反映するというところでよろしいですか。

●住宅課長 ありがとうございます。

基本目標2の中の住宅施策には、省エネ住宅という触れ込みまでは記載しておりませんので、関連する環境部署と記載するか否か調整したいと思っております。また、専門部会の委員の皆様にもご相談させていただければと思います。ありがとうございます。

●会長 検討よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

委員どうぞ。

●委員 実際に都営とか区営に住んでいる方から、エアコンを1台しかつけてはいけないというルールがあって、この夏のような酷暑では本当に寝られないという声を聞いていま

す。そういう現状に合った公営住宅のルールの見直しみたいなものもあるといいのかなと思いました。以上です。

●会長 ありがとうございます。実態知らなかったですが、どうぞ、お願いします。

●住宅課長 ありがとうございます。私も確認したことがあります。が恐らく1台しかつけてはいけないというのは、エアコンをつける穴が1か所しか空いていないとか住宅の構造上の問題なのではないかと推測しています。2台設置をしたいというようなご意見もあるかは確認し、今後どうしていけばいいかを調べたいと思います。ありがとうございます。

●会長 ありがとうございます。

時間が来ましたので次の議題に移りたいと思います。

残りの意見は事務局のほうにお寄せください。今日たくさん意見をいただきましたので、専門部会でも議論したいと思います。ありがとうございます。

それでは、事務局のその他の報告についてお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

●住宅課長 それでは、その他の報告としまして、今後のマスタープランの改定スケジュールをご説明いたします。資料4をお取り出してください。

今後の改定のスケジュールでございます。表の一番上が、今回開催した住宅対策審議会のスケジュール、その下部会と書いているのが専門部会のスケジュールです。

本日、住宅対策審議会の8月の②というところで、第2回住宅対策審議会を開催いたしました。本日ご説明した内容、またご意見いただいた内容というのを、下段の部会の9月に書いてある③の専門部会で確認、議論いただきながら進めます。10月にも第4回の部会を開催し、ここで住宅マスタープランの改定の方向性・内容を、専門部会委員にお示しし10月の③第3回目の住宅対策審議会で、住宅マスタープランの改定の素案を皆様にお示しできればと考えております。この素案を皆様にご確認いただき、この内容でご了承いただければ、11月に区の第4回定例会で、議会に住宅マスタープランのパブリックコメントを行う前に報告し、その後パブリックコメントを予定しております。パブリックコメントを12月頃に行い、その内容を踏まえた形で1月の住宅対策審議会で改定案をお示しいたします。3月⑤のところ住宅マスタープランおよび住宅白書の改定内容を答申いただくということで考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

●会長 ありがとうございます。スケジュールにつきましてはよろしいでしょうか。

本日の内容は以上になります。私から1点ご案内をさせていただきます。今週の土曜日、26日に豊島区の居住支援、空き家の実態と支援ネットワークについてというシンポジウムが、日本女子大学を会場にして行われます。ここからも歩いて行けるくらいの場所ですので、もしお時間ありましたらいらしていただきたいと思います。また、YouTubeでも配信がありますので、ご関心ありましたら、ぜひアクセスしていただきたいと思って

おります。ご案内でした。

それでは、事務局から事務連絡がありましたら、よろしく願いいたします。

●住宅課長 本日は会議時間の短縮にご協力いただきまして、ありがとうございました。本日の議題につきまして、追加でご意見がある場合は、8月31日までに事務局までメールでご連絡いただければと存じます。

事務局から、次の審議会についてご連絡させていただきます。次回は10月30日月曜日、14時から開催を予定しております。

事務局からは以上でございます。

●会長 それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午前11時35分閉会)

※ 審議経過の記載が2頁以上にいたる場合は、右肩にNo.を付す。

会議の結果	
提出された資料等	
その他	